

農業関連補助事業いろいろ

有効に活用しましょう 農業者の皆さん

農業の経営安定や生産力増強を図るため、各種補助事業があります。補助を受けようとする際は、必ず事前に相談してください。なおほかにも補助事業があります。「新たな取り組みを考えている」「自分の行う農業は補助の対象か？」など、気軽に相談してください。

青年就農給付金事業

農業を始めてから経営が安定するまでの一定期間支援します。給付額／年額150万円(最長5年間)
対象／次の要件を全て満たす新規就農者

- ① 独立・自営就農時の年齢が45歳未満の認定就農者である。
 - ② 農業経営を自身で行っている。
 - ③ 親元に就農する場合、5年以内に経営を継承する。
 - ④ 他事業の給付を受けていない。
- 申請期限／6月13日(金)

旭市農林水産業後継者育成事業

農林水産業の次世代を担うリーダー、後継者を育成するための講演会などの開催、公的機

関の開催する研修会への参加を支援します。

補助率／2分の1以内(講演会開催は10万円まで、研修参加は1人当り25万円まで)

対象／40歳未満の農林水産業者

環境保全型農業直接支援対策事業

化学肥料・化学合成農薬の使用を通常の2分の1以下に抑えた上での、カバークロップ(緑肥)や堆肥の施用、有機農業などの環境保全に効果の高い営農活動を支援します。

補助単価(10a当たり)／最大8,000円(堆肥の施用に取り組み場合は4,400円まで)

対象／エコファーマー認定者(見込みを含む)

申請期限／6月25日(水)

「環境にやさしい農業」技術導入支援事業

堆肥での土づくり、化学肥料・化学合成農薬低減のための技術導入に伴う、機械や施設の整備、資材の導入を支援します。

補助率／2分の1以内(機械、施設の整備)、3分の1以内(資材の導入)

対象／エコファーマー認定者(見込みを含む)、ちばエコ農産物認証者(見込みを含む)、有機JAS認定者のいずれかが3戸以上で組織する団体

※平成27年度に計画をしている人は6月30日(月)までに要連絡。

新「輝け!ちばの園芸」産地整備支援事業

パイプハウスや低コスト耐候



性ハウスなどの施設整備、省力機械などの導入、鉄骨ハウスやガラス温室などの改修を支援します。

補助率／3分の1以内(生産者団体など)、4分の1以内(認定農業者など)

対象／認定農業者、3戸以上の農業者で組織する団体など
※平成27年度に計画をしている人は6月30日までに要連絡。

園芸生産拡大支援事業

耕作放棄地(自作地を除く)を再生し、露地野菜などを生産する場合、必要な機械などの整備を支援します。

補助率／3分の1以内(0.2ha以上再生)、2分の1以内(0.5ha以上再生)、3分の2以内(1ha以上再生)

対象／認定農業者、3戸以上の農業者で組織する団体など
※平成27年度に計画をしている人は6月30日までに要連絡。

農業経営多角化支援事業

農産物の加工や販売などの新たな取り組みに必要となる、商品開発や販路開拓、加工機械などの整備を支援します。

補助率／2分の1以内(ソフトウェア)、3分の1以内(ハード事業)

対象／6次産業化法に基づく総合化事業計画の認定を受けた農業者、農業者団体など

こだわり旭ブランド創出支援事業

「新たな「旭の顔」となる旭ブランドの創出に向けた、商品開発やPR活動などの取り組みを支援します。

補助率／2分の1以内(50万円まで)

対象／3戸以上の農畜水産業者で組織する団体、農畜水産業を営む法人など

問い合わせ先

農水産課振興班

☎ 68・1175